

# 選挙物品貸出要領

川西市選挙管理委員会

## 1 目的

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に対し、実際に選挙で使用している選挙物品を貸出し、児童・生徒が授業や児童・生徒会役員の選挙などで投票等を身近に体験することによって、日頃から政治や選挙への関心を高めてもらうことを目的とします。

## 2 貸出し物品等

- (1) 貸出し物品 「投票箱」及び「投票用紙記載台」
- (2) 貸出し物品の設置方法や使用方法等の説明については、随時相談に応じます。

## 3 貸出し対象校

川西市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

## 4 貸出し手続き等

- (1) 貸出しを希望する学校は、川西市選挙管理委員会事務局に対して、貸出し希望物品・数量・貸出し希望期間、使用目的等を事前に連絡し、別添様式による「選挙物品借用申込書」を、借用初日の1箇月前までに提出してください。
- (2) 次の事由に該当する場合は、貸出しを行いません。
  - ア 貸出し物品の数量が不足するとき。
  - イ 選挙事務の執行に支障をきたすおそれがあるとき。
  - ウ その他、貸出しが不相当と認められる事由があるとき。
- (3) 貸出しを行った場合であっても、次の事由に該当する場合は、貸出しの取消し又は停止をすることがあります。
  - ア 緊急に選挙事務を執行しなければならない事情が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
  - イ 貸出しを受ける学校が保管又は使用に関し、川西市選挙管理委員会の指示に従わないとき。
  - ウ その他、貸出しを続けることが不相当と認められる事由が発生したとき。
- (4) 貸出物品については貸出し後、学校の責任において管理し、使用後は速やかに返却してください。

なお、投票箱、投票用紙記載台が破損した場合は、弁償していただく場合があります。

## 5 その他

- (1) 「選挙物品借用申込書」については、川西市のホームページからダウンロードができます。

(HPアドレス <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/senkyo/019913.html>)

( 2 ) 貸出し物品の運搬は、原則、貸出しを受ける学校が行うこととします。

6 申込み及び問い合わせ先

〒666 - 8501 川西市中央町12番1号 川西市役所内  
川西市選挙管理委員会事務局

電 話 : 072 ( 740 ) 1251

F A X : 072 ( 740 ) 1326